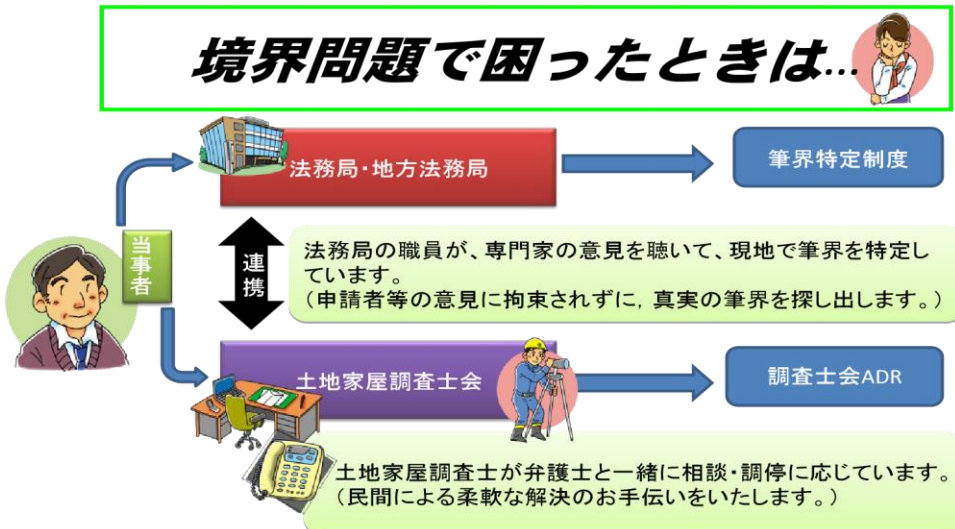


～盛岡地方法務局～境界問題でお困りの方へ

境界問題で困ったときは…



どこが違うの？

- 筆界特定制度は、

筆界(一筆の土地が登記されたときの土地の境)を明らかにします。

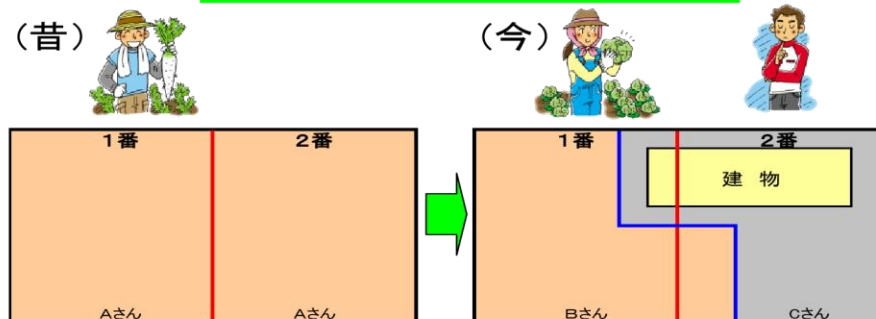
* 明渡しなど、所有権に関する問題を直接に解決することはできません。

- 土地家屋調査士会ADRは、

境界問題全般を解決します。

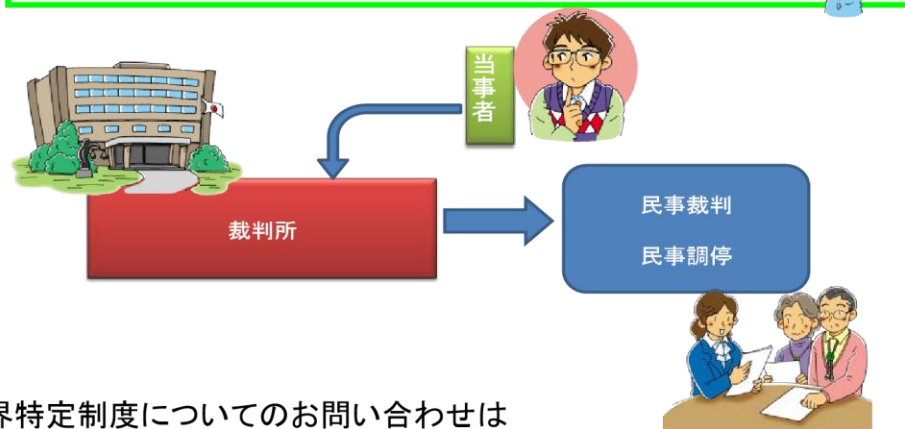
* 相手方の応諾がないと手続を進めることができません。

筆界？所有権界？



— 筆 界…筆界の位置は、売買・交換等で自動的に移動することはありません。
— 所有権界…所有権界の位置は、売買・交換等で移動することがあります。
(筆界と所有権界の位置が異なる場合があります。)

もうひとつの解決方法



- * 筆界特定制度についてのお問い合わせは

盛岡地方法務局登記部門 筆界特定室 電話 019(624)9855

- * 調査士会ADRについてのお問い合わせは

境界問題相談センターいわて

電話 019(908)7830

盛岡地方法務局・境界問題相談センターいわて

境界問題で困ったときは...



法務局・地方法務局

筆界特定制度

当事者

連携

法務局の職員が、専門家の意見を聴いて、現地で筆界を特定しています。
(申請者等の意見に拘束されずに、真実の筆界を探し出します。)

土地家屋調査士会

調査士会ADR

土地家屋調査士が弁護士と一緒に相談・調停に応じています。
(民間による柔軟な解決のお手伝いをいたします。)

どこが違うの？

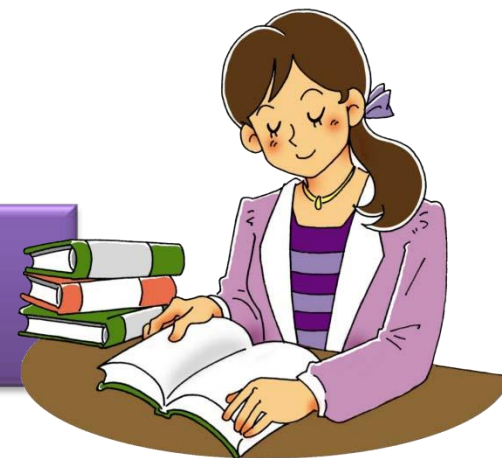
- 筆界特定制度は、



筆界（一筆の土地が登記されたときの土地の境）を明らかにします。

* 明渡しなど、所有権に関する問題を直接に解決することはできません。

- 土地家屋調査士会ADRは、

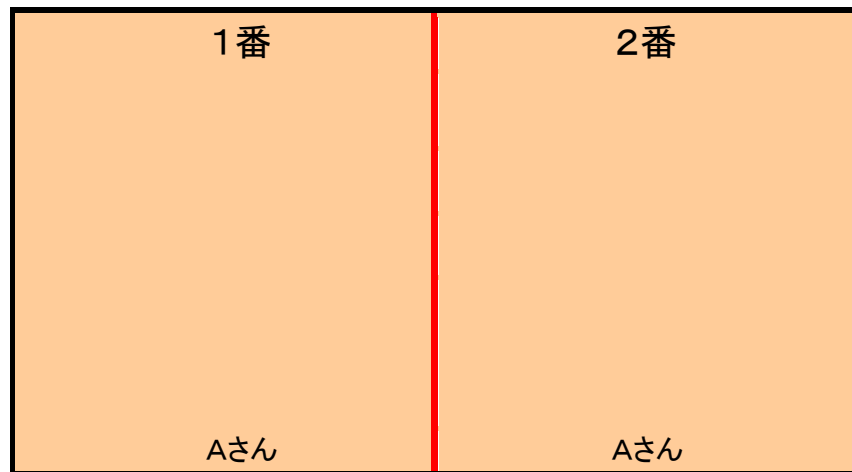


境界問題全般を解決します。

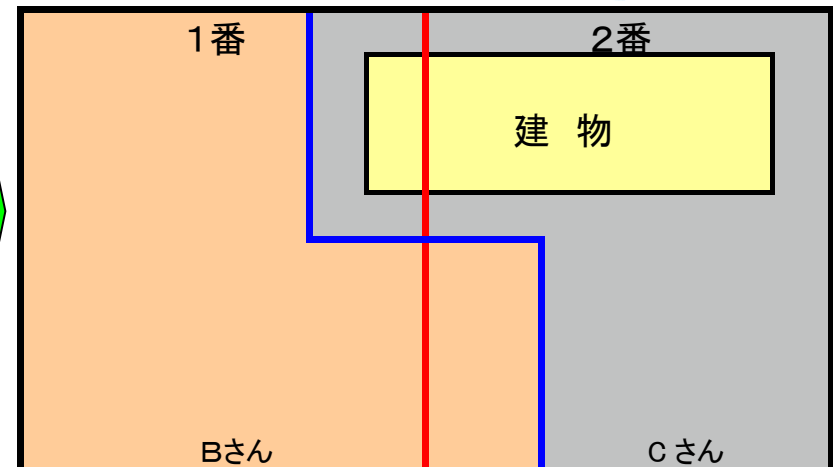
* 相手方の応諾がないと手続を進めることができません。

筆界？所有権界？

(昔)



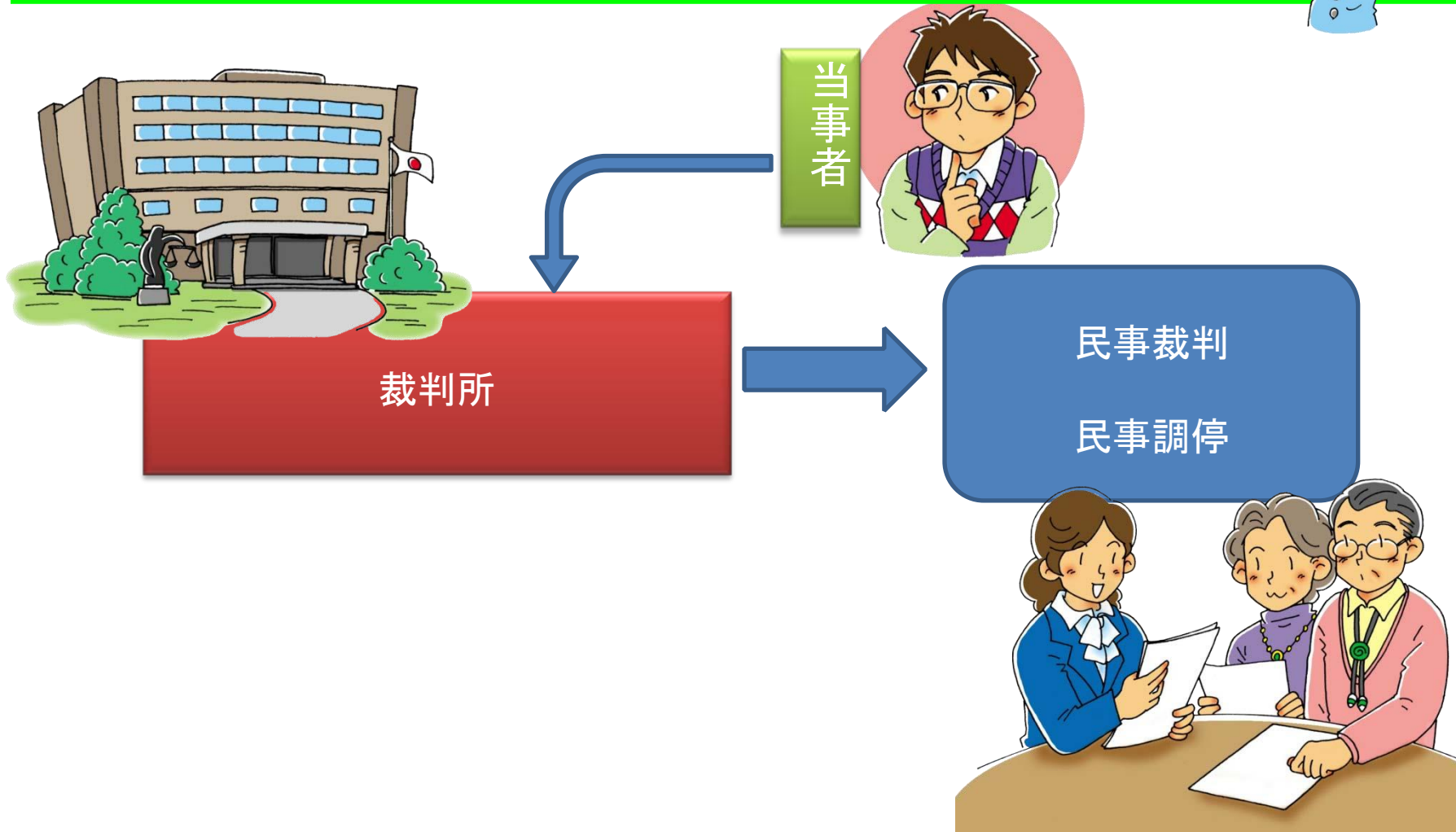
(今)



筆 界・・・筆界の位置は、売買・交換等で自動的に移動することはありません。

所有権界・・・所有権界の位置は、売買・交換等で移動することがあります。
(筆界と所有権界の位置が異なる場合があります。)

もうひとつの解決方法



境界問題についてのお問い合わせは

●筆界特定制度についてのお問い合わせは

盛岡地方法務局登記部門 筆界特定室 電話 019(624)9855

筆界特定制度のご案内 <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji104.html>
(法務省ホームページ)

●調査士会ADRについてのお問い合わせは

『境界問題相談センターいわて』 <http://www.iwate-chosashi.jp/adr/>